

# 指定居宅介護支援 重要事項説明書 兼 個人情報使用同意書

〈令和6年4月1日更新〉

## 1. 八戸市医師会在宅介護支援センターの概要

### (1) 当法人の概要

名称(法人種別)	一般社団法人 八戸市医師会
代表者氏名	会長 熊谷 俊一
所在地	八戸市田向三丁目6番20号
電話	0178-38-5130
FAX番号	0178-38-5270

### (2) 提供できる居宅サービスの種類と地域

サービスの種類	居宅介護支援
事業所名	八戸市医師会在宅介護支援センター
所在地	〒031-0081 八戸市柏崎六丁目26番1号
電話番号	0178-71-2251
FAX番号	0178-44-9946
事業所番号	指定事業所番号 0270300734
サービスを提供する地域	八戸市内にお住まいの方 (但し相談により八戸市の区域以外でもサービスに応じる場合もあり)

### (3) 当事業所の職員体制

管理者氏名： 桑原 寛子

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	社会福祉士	1名		あり	1名	業務の管理 居宅介護支援業務
主任介護支援専門員	社会福祉士	2名		なし	2名	居宅介護支援業務
合計		3名			3名	

### (4) サービスの提供時間

平日	午前9時～午後5時
土曜日	午前9時～午後0時30分
休業日	日曜日・祝日・年末年始12月29日～1月3日 医師会長が必要と認めた日

### (5) 連絡体制

- ・当事業所は24時間電話での連絡体制をとっています。  
電話番号 0178-71-2251
- ※介護支援専門員が対応し、職員不在時及び営業時間外は携帯電話へ転送となります。

## 2. 当事業所の運営方針

### (1) 運営の方針

- ① 当事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ② 当事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 当事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ④ 当事業所の運営にあたっては、関係市町村、医療機関、地域包括支援センター（高齢者支援センター）、老人介護支援センター、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に務めて行います。

### (2) 当事業所が提供するサービス内容

#### ① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、その方の状態にあった適切な介護保険サービス、その他必要な保健医療サービス・福祉サービスなどが利用できるよう計画を作成します。

なお、居宅サービス計画書に位置付ける指定介護サービス事業者等について、複数の事業の紹介を求めることができます。

また、当事業所が前6カ月に作成した居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

#### ② 居宅サービス計画の交付

居宅サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者及び当該計画に位置付けた指定介護サービス等の担当者に交付します。

なお、当該指定介護サービス事業所等を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができます。

### 【居宅サービス計画の作成の流れ】

1) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画書の作成に関する業務を担当させます。

2) 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護サービス事業者等に関するサービス内容、利用料金等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、利用者のサービスの選択を求めます。

3) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意事項を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

4) 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅介護サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料金等についてご利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで決定するものとします。

③ 居宅サービス計画作成後のサービス提供

利用者及びその家族等、指定介護サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。また、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう指定介護サービス等との連絡調整を行います。

利用者の意思を踏まえて、要介護認定の申請等に必要な援助を行います。

④ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 居宅サービス計画の評価

居宅サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

⑥ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に関わる申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑦ 医療機関との連携

- ・ 利用者が入院した場合は、入院先の医療機関へ担当の介護支援専門員の氏名等を提供するよう利用者又はその家族へ依頼します。
- ・ 担当の介護支援専門員は医療機関が求める情報提供を行い、退院調整について対応します。
- ・ 利用者が医療系サービスを希望した場合は、利用者の同意を得て主治医等に意見を求め、その主治医等に対して居宅サービス計画を交付します。
- ・ 他の介護サービス事業所等から伝達を受けた利用者の口腔に関する問題や服薬状況、担当の介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について主治医・歯科医師・薬剤師に必要な情報伝達をします。

(3) サービスの利用に関する留意事項

事 項	備 考
介護支援専門員	変更を希望される方はお申し出ください。
調査〈課題分析〉の方法	MDS - HC 2.0による課題分析を行っています。
介護支援専門員の研修	八戸市介護保険課・八戸市地域包括支援センター・青森県健康福祉部介護保険課・地域での事例検討会等の研修に参加しています。

1) 担当職員について

利用者の状況を考慮し担当職員を決定します。

2) 担当職員の交代

- ① 事業所の都合により、担当職員を交代することがあります。担当職員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- ② 利用者からの交代の申し出

選任された担当職員の交代を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の担当職員の指名はできません。

### 3) その他

職員に対しての金銭の贈与、贈り物や飲食物等の提供はお断りしております。

## 3. 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、基本的に自己負担はありません。ただし、利用者に介護保険料の滞納等がある場合、当該指定居宅介護支援に関わる費用の全額をお支払いいただき、居宅介護支援提供証明書を発行するという形をとらせていただく場合もあります。

基本料金	区分	取扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費 (I)	i	45 件未満	10,860 円/月	14,110 円/月
	ii	45 件以上 60 件未満	5,440 円/月	7,040 円/月
	iii	60 件以上	3,260 円/月	4,220 円/月
初回加算 (新規及び要介護状態区分 2段階以上変更時)	要介護 1. 2. 3. 4. 5		3,000 円/月	
入院時情報連携加算 (I)	要介護 1. 2. 3. 4. 5		2,500 円/月	
入院時情報連携加算 (II)	要介護 1. 2. 3. 4. 5		2,000 円/月	
退院・退所加算 (I) イ	要介護 1. 2. 3. 4. 5		4,500 円/月	
退院・退所加算 (I) ロ	要介護 1. 2. 3. 4. 5		6,000 円/月	
退院・退所加算 (II) イ	要介護 1. 2. 3. 4. 5		6,000 円/月	
退院・退所加算 (II) ロ	要介護 1. 2. 3. 4. 5		7,500 円/月	
退院・退所加算 (III)	要介護 1. 2. 3. 4. 5		9,000 円/月	
通院時情報連携加算	要介護 1. 2. 3. 4. 5		500 円/月	
緊急時等居宅 カンファレンス加算	要介護 1. 2. 3. 4. 5		2,000 円/月 (1か月に2回を限度)	
特定事業所加算 (I)	要介護 1. 2. 3. 4. 5		5,190 /月	
特定事業所加算 (II)	要介護 1. 2. 3. 4. 5		4,210 /月	
特定事業所加算 (III)	要介護 1. 2. 3. 4. 5		3,230 /月	
特定事業所加算 (A)	要介護 1. 2. 3. 4. 5		1,140 /月	
特定事業所医療介護 連携加算	要介護 1. 2. 3. 4. 5		1,250 /月	
特定事業所集中減算	要介護 1. 2. 3. 4. 5		(一) 2,000 円/月	
ターミナルケアマネジメント加算	要介護 1. 2. 3. 4. 5		4,000 /月	
高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位点数の 1.0%減算	
業務継続計画未実施減算 (令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置)			所定単位点数の 1.0%減算	

## (2) 交通費

八戸市内にお住まいの方は無料です。

## (3) その他

### 料金の支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日前までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払い方法は、現金集金させていただきます。

## 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約満了の7日前までに利用者から契約終了の申入れがない場合は、契約は同じ条件で更新され、継続してサービスを利用することができます。ただし、以下のような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了とします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 利用者の要介護区分が、非該当（自立）、事業対象者、要支援と認定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合、または医療施設へ入院した場合
- ④ 本契約に基づき適法に解除された場合

### (1) 利用者からの解除の申出

契約の有効期間であっても利用者から利用契約を解除することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日までに事業者へ通知するものとします。

ただし、以下の場合には即時に契約解除することができます。

- ① 事業者及び従業員が正当な理由がなく本契約に定める指定介護支援等を実施しない場合
- ② 事業者及び従業員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者及び従業員が故意又は過失により利用者の身体・財物・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

### (2) 事業者からの契約解除の申出

以下の事由に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 指定居宅介護支援の提供にあたり、利用者がその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ② 利用者が、故意または重大な過失により事業者及び従業員は他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことになどによって、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

## 5. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

[虐待防止に関する担当者]： 管理者 桑原 寛子

### (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

### (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

### (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当事務所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 6. サービス内容にする苦情

### (1) 事業所に対する相談・窓口

担当者 桑原寛子

電話 0178-71-2251 FAX 0178-44-9946

受付日 月～金曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

居宅サービス等についての苦情は窓口として担当者が対応します。

担当者が不在の時でも、基本的な事項について当事業所介護支援専門員誰でも対応できるようにしています。

### (2) その他

事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 八戸市庁介護保険課 所在地 青森県八戸市内丸一丁目1番1号  
電話 0178-43-2111（代）
- ② 国民健康保険団体連合会 所在地 青森県青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル3F  
電話 017-723-1336
- ③ 青森県社会福祉協議会 所在地 青森県青森市中央三丁目20-30  
電話 017-731-3039

## 7. 緊急時の対応方法

利用者の家族に連絡し、ご家族の指示に従います。また、急病等で救急搬送を必要と判断した場合は主治医・家族に連絡して救急車の出動を依頼します。

	氏名（続柄）	住 所	電話番号
連 絡 先			
主治医			
災害時避難先	※近隣の指定避難先及び公共施設・家族間で決められている場所等		

## 8. 事故発生時の防止策及び事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、利用者がお住まいの市町村、家族、その他関係機関等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償をいたします。ただし利用者又はその家族に重大な過失が認められる時は、賠償額を減額する場合があります。

## 9. 秘密の保持について

- (1) 事業者及び従事員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらしません。(守秘義務)
- (2) 事業者及び従事員は、退職後も正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらしません。
- (3) 事業所の従事員は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、事前に同意を得るものとします。

## 10. 記録の整備について

- (1) 事業者は指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、契約が完結した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者営業時間内にその事業所にて、サービス実施記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
- (3) 利用者が他の指定居宅支援事業所の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があった場合は、利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

## 11. 個人情報の使用について

利用者及びその家族の個人情報の使用については、下記により必要最小限の範囲内で使用させていただきます。

- (1) 使用する目的
  - ① 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護サービス事業所間との連絡調整等において必要な場合
  - ② 上記(1)の他、介護支援専門員と介護サービス事業所又は主治医及び関係医療機関その他関係者との連絡調整等のために必要な場合。
  - ③ 介護報酬請求事務及び管理運営業務のため。
- (2) 個人情報を提供する事業所
  - ① 利用者が提供を受ける介護サービス事業所
  - ② 病院または診療所
  - ③ その他関係機関
- (3) 使用する期間  
契約で定める期間
- (4) 使用する条件
  - ①個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。
  - ②個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

# 重要事項説明書兼個人情報使用同意書

## 利用者

私（利用者）及びその家族は、本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項及び個人情報使用の説明を受けるとともに、居宅介護支援の開始並びに、個人情報の使用について同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【代理人】（利用者との関係： \_\_\_\_\_ ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【家族の代表】（続柄： \_\_\_\_\_ ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【署名代筆者】（続柄： \_\_\_\_\_ ）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（ 利用者は、心身の状況等により署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。 ）

## 事業所

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者やその家族の方々にサービス内容及び重要事項並びに個人情報の使用について文書に基づき説明し、その内容を承諾いただきました。

【事業所名】 八戸市医師会在宅介護支援センター

【事業所住所】 八戸市柏崎六丁目 26 番 1 号

【説明者氏名】 氏名 \_\_\_\_\_ 印